

平成30年12月17日

各 位

会 社 名 株式会社新東京グループ
(コード番号 6066 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 吉野勝秀
問合せ先 取締役管理部長 小野澤歩
T E L 047-383-7001
U R L www.mr-shintokyo.co.jp

(訂正)過去に公表した自己株式取得事項の決定
及び同決定に伴う自己株式取得に係る内容における一部訂正について

当社は、平成30年4月16日、同5月8日及び同5月22日にそれぞれ取締役会を開催し、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項や具体的な取得方法について決議しました。

平成30年11月27日、当社において、外部からの指摘で、当社の定款は「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる」旨の記載がないことが判明しました。

そのため、過去に公表した以下の4つの開示資料の記載内容の一部について訂正を行うことと致します。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 対象となる開示資料

- ①平成30年4月16日付開示資料「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」
- ②平成30年5月8日付開示資料「自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」
- ③平成30年5月22日付開示資料「自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」
- ④平成30年6月1日付「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」

2. 訂正内容

①平成30年4月16日付開示資料「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」

・柱書部分

(訂正前) 当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について (略)

(訂正後) 当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式取得に係る事項について (略)

②平成30年5月8日付開示資料「自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3) による自己株式の買付けに関するお知らせ」

・柱書部分

(訂正前) 当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を (略)

(訂正後) 当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、自己株式の取得を (略)

③平成30年5月22日付開示資料「自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3) による自己株式の買付けに関するお知らせ」

・柱書部分

(訂正前) 当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を (略)

(訂正後) 当社は、平成30年4月16日開催の取締役会において、自己株式の取得を (略)

④平成30年6月1日付「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」

・表題

(訂正前) 自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

(訂正後) 自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ

・柱書部分

(訂正前) 当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を下記のとおり実施いたしましたのでお知らせいたします。

(訂正後) 当社は、自己株式の取得を下記のとおり実施いたしましたのでお知らせいたします。

3. 今後について

当社の現在の定款において「当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる」旨の記載がないために、当社において、当初は会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づいているものと考えておりました取締役会決議に基づいた自己株式取得に係る事項や具体的な取得方法の決定やその後の実際の取得という一連の行為については、現時点で、会社法上の手続きがなされておらず瑕疵が生じている状況になっております。

そのため、当社では、速やかに会社法上の手続きの瑕疵を治癒するための対応を進める予定であり、その対応の方法について、現在、当社の担当J-Adviserとの間で協議を行っております。

当社に関係する皆様に対してご心配をおかけすることをお詫びするとともに、会社法上の手続きの瑕疵を治癒するための手続きの詳細が確定したところで、その旨とその内容を速やかにお知らせいたします。

また、当社において、将来的に、継続して会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式取得を行う可能性があるため、今後、「当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる」旨の記載を追加する定款変更を行う予定であり、その内容についてもその詳細が確定したところで、速やかにお知らせいたします。

以上